

## 「ツドイバ」の使用についての決まりごと

### 第1条 【「ツドイバの使用についての決まりごと」の効力および遵守義務】

この「ツドイバの使用についての決まりごと」は、「ツドイバ」の使用に関し(株)高知ハウス（以下、管理会社という）に対して「ツドイバ」を使用する者が遵守すべき事項を定めるものとする。

### 第2条 【「ツドイバ」の使用目的】

交流活動やワークショップ、会議、セミナー、体験教室などを目的として、第4条の「ツドイバの使用原則」を遵守することで「ツドイバ」を使用できるものとする。

- 2 管理会社は、社内行事等でも使用できるものとする。

### 第3条 【「ツドイバ」の使用原則】

第2条1項、2項の内容を目的として利用する場合でも、管理会社にて使用の承認または不承認を決定できるものとする。使用を認めない場合は、如何なる理由があってもその内容は公開しないものとする。

- 2 前項にかかわらず、使用目的が次のいずれかに該当する場合は、その使用を認めないものとする。

- (1) 公序良俗を乱すおそれがある場合。
- (2) 宗教、政治的活動及びそれに準ずる行為。
- (3) 金銭授受売買などの営利目的が伴うもの。（呼び込み、勧誘等）
- (4) 危険物、爆発物、毒物等を持ち込むおそれがある場合。
- (5) 管理運営上、支障をきたすおそれのあるもの、および前各号に準ずるものと認めた場合。なお、前各号の場合には「ツドイバ」を使用中であっても使用を中止させることができる。

### 第4条 【貸主および管理会社の免責】

「ツドイバ」を使用する者が通常の使用過程において、その生命・身体・財産等に被害を受けても、管理会社は責任を負わないものとする。

### 第5条 【使用料金】

「ツドイバ」の使用料金は無料とする。ただし、使用目的の内容次第ではその限りではない。

### 第6条 【使用時間】

「ツドイバ」を使用できる時間は、午前9時～午後5時までとする。ただし、管理会社の承認を得たときはこの限りではない。

(準備・片付けを入れて前後30分程度は相談可能とする。)

### 第7条 【使用の予約申込】

「ツドイバ」を使用しようとするときは、使用責任者を1名選任し、その者があらかじめ管理会社が運営する専用WEBページのカレンダーの予約状況を確認し、予約申込をしなければならない。予約申込をした「ツドイバ」の使用日時、使用用途等を入力し管理会社の承認を得て予約申込を完了するものとする。

- 2 第1項の予約申込は、使用する日の7日前を締切とし受付を完了するものとする。

### 第8条 【使用の承認または不承認】

管理会社は、使用の予約申込につき承認または不承認を決定し、承認したときは「ツドイバ」の使用責任者に通知するものとする。ただし、承認および不承認の通知は書面を要しないものとする。

- 2 前項の場合において、同一の日時および時間につきその予約申込が競合するときは、その優先権の順位は第3条を掲げる内容に沿った目的であることを優先と考える。また、同一の順序においてその申込が競合するときは、その優先権の順位は予約申込の受付の前後による。

### 第9条 【使用日当日】

承認を受けた「ツドイバ」の使用責任者は、使用日当日アバマンショップ土佐道路店にて受付することにより「ツドイバ」を使用できる。「ツドイバ」の使用を終了したときは、「ツドイバ」の使用責任者はその責任において速やかに備品などの整理整頓、火気の点検等を実施し、終了した旨をアバマンショップ土佐道路店へ報告しなければならない。

### 第10条 【駐車場の使用】

「ツドイバ」を使用する者は、アバマンショップ土佐道路店専用駐車場の東端1台分を使用できるものとする。

### 第11条 【禁止事項】

「ツドイバ」を使用する者は、善良な管理者の注意をもって使用するとともに次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 「ツドイバ」の使用責任者は、承認を受けた使用日時および使用用途等以外に「ツドイバ」を使用してはならない。
- (2) 子供がいる場合は、必ず「ツドイバ」の使用責任者が付き添うこととし、使用責任者以外の子供だけでは使用させないこと。
- (3) 使用中みだりに騒音を発する等、近隣に迷惑となる行為をしないこと。

- (4) 怪我および所持品の紛失、盗難、喧嘩等については使用責任者が自己の責任において処理するものとし、管理会社その他関係者に対し一切請求等を行わないこと。
- (5) 「ツドイバ」へ危険物を持ち込むことやペットを連れて入ってはならない。
- (6) ボール遊びを含む物品の投射、放擲をしてはならない。
- (7) 裸火の使用ならびにガスを使用しないこと。ただし管理会社の承認を得た場合は、ガスコンロの持込みは可とする。
- (8) 火災の事故防止に努めること。
- (9) 使用時間に関して第 6 条に抵触する使用をしないこと。
- (10) 「ツドイバ」での喫煙をしてはならない。

第12条 【原状回復義務等】

「ツドイバ」の使用責任者は、「ツドイバ」の使用を終了したときは直ちに什器設備、火気および設備の整理または点検並びに「ツドイバ」の清掃を行い、ごみ類はすべて持ち帰らなければならない。

- 2 「ツドイバ」の使用責任者は、使用により建物部分(室内内装を含む)、設備および什器備品を汚損または毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。

第13条 【写真の提出】

「ツドイバ」を使用する者は、使用状況の写真を 3 日以内に管理会社へメールにて提出するものとする。なお写真は「ツドイバ」を使用する者の承諾を得て、管理会社の HP および SNS 等に掲載することができるものとする。

提出先 (株)高知ハウス info@kochihouse.co.jp

第14条 【細則外事項】

本決まりごとに定めのない事項については、その都度管理会社と協議の上決定し、定めるところによる。